

ケアプランセンターあすか通信

令和7年6月11日発行

第114号

発行責任者 富田啓暢

どうなる？ マイナ保険証

七五歳以上の全ての高齢者に資格確認書を交付

この四月、厚労省はすべての七五歳以上の高齢者に資格確認書を交付すると発表しました。すでに市町村によって、七月中旬にこの資格者証をお届けしますという通知が届いています。

当初の政府の計画では、紙の保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化するとして、一気にマイナンバーカード取得とマイナ保険証登録を強制していくと考えていたようです。しかし、法律による義務付けなく行えば、憲法違反になるという議論が出て、厚労省は一部方針を変更し、「マイナンバーカードを持っていない人」「マイナンバーカードを利用登録をしていない人」に対して資格確認書を発行して、マイナ保険証がなくても医療機関に受診できるようにと一部修正していました。

今回の厚労省の方針転換は、七五歳以上のすべての高齢者（後期高齢者医療保険加入者）に資格確認書を発行し、二〇二五年の八月一日以降も医療機関に受診できるようにしました。

七月に入れば資格確認書な

るものが高齢者に送付されてくるのでしようが、マイナ保険証により無理やりマイナンバーカードの普及を図ろうとした拙速な国の対応のほころびが出たということなのでしょう。

ただしこの資格確認証は二〇二六年七月末の1年間の有効期間とされているものです。いずれにしてもこの八月以降も従来の紙の保険証と同じ資格確認書が使用できることになります。

期限切れのマイナ保険証に注意

全国保険医団体連合会は八日、マイナ保険証に関する調査結果を発表しました。それによると、本人であることを示すカード内の電子証明書の有効期限が切れていたことで受診できないといったトラブルが増えていると指摘しています。

マイナンバーカードのICチップに内蔵された電子証明書には、発行から五回目の誕生日までという有効期限があり、そのため電子証明の更新を忘れると、有効期限が属する月の月末から三か月後の月末が経過した後、マイナ保険証を使用できなくなるとい

うことになりました。従来の紙の保険証は有効期間の切れるまでに保険者から送付されていたためこのような心配はありませんでした。が、子供が手続きをしてマイナ保険証を親に持たせている高齢者も多くいらつしやいます。こうした高齢者が電子証明の有効期間を管理できるのでしようか。

マイナ保険証になると高齢者やケアマネジャーにとっては頭の痛いことがまた一つ増えることになりました。

マイナンバーカードを取得した方にポイント事業は二〇二〇年と二〇二三年に実施されたので、二〇二五年から電子証明書の有効期限を迎える方が急増すると言われています。電子証明書の更新忘れによる医療機関での窓口でのトラブルが増えることが今後問題となると指摘されています。高齢者や必要な人には従来の紙の保険証も選択できるようにすべきであると強く思います。



ケアプランセンター あすか

総会を開催

去る5月29日 熊野市文化交流センターで令和7年度のケアプランセンターあすか（以下あすか）の定期総会を開催しました。

あすかはNPO法人として活動しています。そのため毎年1回の総会を開催することが義務付けられています。

総会では会員の参加のもとに、令和6年度の事業報告及び決算、令和7年度の事業計画及び予算が承認されました。

総会終了後、くまのなる在宅診療所の濱口政也医師による公開研修会「住み慣れた家で最期まで」というテーマで研修を行いました多数の皆さんにご参加いただきました。



利用者の作品

絵手紙

紀宝町

元屋敷眞弓さん

ガーベラ（花車）



手芸作品

新宮市

中本良子さん



水墨画

新宮市

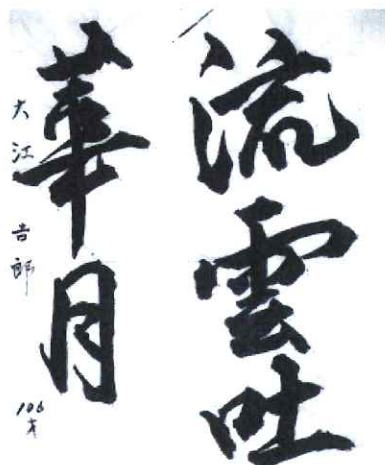
大坂和子さん



書道

熊野市井戸町

大江吉郎さん



作品

新宮市

大野千代さん



油絵

新宮市

今出美智子さん

